

ふるさとワーキングホリデー推進要綱

平成30年5月30日（総行政第105号）制定

令和2年3月6日（総行政第35号）改正

第1 趣旨

我が国は、人口減少・少子高齢化が急速に進展しており、特に地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市圏に流入することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方圏から大都市圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出することが重要であり、そのためには、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することが重要である。

このようなことを踏まえ、第2以下に掲げる取組（以下「ふるさとワーキングホリデー」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

「ふるさとワーキングホリデー」とは、都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する地方公共団体（以下「実施団体」という。）の取組をいい、以下に掲げるすべての事項に該当する取組について、必要な支援を行うものとする。

1 受入体制の整備・充実

都市部の若者などを一定期間受け入れるに当たり、以下に掲げる観点から体制を整備するものとする。

- (1) 参加者の受入期間はおおむね2週間以上とし、その間の適当な就労場所や滞在場所を確保すること。
- (2) 受入期間における参加者の万が一の事故等に備えて、相談窓口をあらかじめ設けること。
- (3) 参加者を受け入れる予定の企業等と参加者との間において、当該地域内における労働のための契約の締結が円滑に実施されるように環境を整備すること。

2 参加者の募集

都市部の若者などの参加者を募集するに当たり、以下に掲げる内容を遵守するものとする。

- (1) 総務省が作成するふるさとワーキングホリデーポータルサイト（以下「総

務省ポータルサイト」という。)に必要な情報を掲載すること。また、実施団体のホームページにおいても、受入企業等と緊密に連携しながら積極的に募集情報を更新すること。

(2) 参加者の募集に当たっては、職業安定法、雇用対策法等の関係法令を遵守することについて、受入企業等に周知すること。また、参加予定者の保険への加入等について配慮すること。

(3) 参加予定者に対しては、あらかじめ受入企業等における労働等の内容について十分に説明すること。

3 関係法令等の周知徹底

受入期間における参加者の事故等を未然に防止するなどのため、実施団体において、参加者及び受入企業等に対して関係法令や注意事項の周知徹底を図ること。

また、ふるさとワーキングホリデーに係る業務を民間事業者等に委託して事業を実施することも差し支えないが、この場合においても、受託者に対して関係法令の遵守の徹底等について要請すること。

4 地域との関わりを深める取組の提供

参加者に地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深めてもらう観点から、所定の休日や就労時間外に、参加者が任意に参加することができる地域住民との交流などのイベントや、その地域の歴史、文化、風俗、現況等について知るための学びの機会を与える場等を企画又は紹介するなど、地域との関わりを深める取組を提供すること。

第3 支援内容

1 特別交付税措置

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費について、別添の経費を対象として特別交付税措置を講じる。

2 ふるさとワーキングホリデー説明会の実施

参加予定者に対して実施団体の必要な情報を提供するため、ふるさとワーキングホリデー説明会を実施する。

3 総合広報の実施、総務省ポータルサイトの運営

ふるさとワーキングホリデーについて、広く都市部の若者などに周知広報を実施する。また、ふるさとワーキングホリデーへの参加を検討している者に対し必要な情報を提供するため、実施団体の取組についての情報を掲載する総務省ポータルサイトの運営を行う。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別添)

「ふるさとワーキングホリデー」に係る
特別交付税措置の対象経費について

地方公共団体が、本要綱に基づきふるさとワーキングホリデーに取り組む場合、令和6年度までの間、以下の経費を対象として特別交付税措置を講じることとしている。

1 対象経費

(1) 参加者の募集に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 事業内容や参加申し込み方法等を紹介するホームページの運用に要する経費
- ・ インターネット、新聞、雑誌等による広告に要する経費
- ・ プロモーションに際して必要となるイベントに要する経費、謝金、旅費、会場借り上げ経費
- ・ 応募者を集めるための活動に要する経費 等

(2) 申込みの受付に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 応募者から参加者を決定する際に応募者との面談や受入企業等へのあっせんに要する経費 等

(3) 受入の準備に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 受入企業等に対して労働契約の締結や労働関係法令の遵守等の事項を周知・徹底するための研修等に要する経費
- ・ 受入企業等において、参加者のための業務スペースを確保するために要する経費 等

(4) 相談窓口の開設に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 相談窓口の開設及び運営に要する経費 等

(5) 滞在場所の確保に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 参加者の滞在場所に対して支払う宿泊費 等

(6) 受入企業等と参加者の労働契約の締結、労務の提供開始に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 受入企業等が負担する労災保険料・雇用保険料、参加者が負担する雇用保険料
- ・ 受入企業等が参加者に対して実施する研修等に要する経費

- ・受入企業等が負担する作業着等の経費 等

(7) オリエンテーションや交流イベント・学びの場等の各種企画調整、実施に要する経費

【必要経費の例】

- ・オリエンテーションや交流イベント・学びの場等に係る企画調整、実施に要する経費、謝金、旅費、会場借り上げ経費 等

(8) 参加者の活動への支援に要する経費

【必要経費の例】

- ・参加者の実施団体内の移動に要する経費
- ・公共交通が不十分な地域において、参加者に貸与するために実施団体でレンタカーを調達する経費 等

※ 対象外となる経費

- ・参加者が居住地と実施団体とを移動する際に要する経費
- ・参加者等の飲食に要する経費
- ・施設整備に係る経費
- ・備品購入費（事業の実施に必要な物品（取得単価が 10 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上のもの。）の製作又は購入に要する経費）
- ・居住地が実施団体の属する都道府県内にある参加者に要する経費
- ・本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

2 対象経費の上限額

1,500 万円に、全参加者（居住地が実施団体の属する都道府県内にある参加者を除く。）の滞在日数に 5,000 円を乗じた額を加えた額を上限額とする。

※ただし、参加者が同一実施団体の区域で 30 日以上継続して滞在する場合、その者の参加期間に応じて負担する経費については 30 日を限度とする。

3 その他留意事項

- ・上記 1 に掲げる事務の一部を委託して実施することも差し支えない。
- ・実施団体の職員の雇用に要する経費については、本事業に取り組むため、特に臨時で雇用した者に支払う報酬等に限る。